第3編　事故災害対策編

第１章　流出油等事故対策計画

第1節　災害予防

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油等事故の覚知・評価、油等防除並びに回収油等の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進します。また、流出油等事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努めます。

なお、この流出油等事故対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班
■防災関係機関等　　県　・　松江地方気象台　・　第八管区海上保安部
国土交通省浜田河川国道事務所

災害予防
- 1. 油等防除実施体制の充実・強化
- 2. 被害回復対策等の充実・強化
- 3. 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

１．油等防除実施体制の充実・強化

（１）基本的事項

流出油等事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から国、県、市をはじめ、港湾・河川・道路管理者、漁業関係者その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。

そこで、流出油等事故の覚知、初期評価、油等防除（除去）活動、回収油等の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

（２）覚知及び初期評価体制の充実強化

市は、県をはじめ、各関係機関が行う覚知及び初期評価活動が円滑に実施されるよう配慮し、協力する。

（３）油等防除（除去）体制の充実強化

ア　防災関係機関相互の連携体制の整備

海洋における流出事故発生時に、県、市、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷災害対策協議会等の機関相互の緊密な連携が確保されるよう、次に掲げる表を参考として、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議し、事故発生時に迅速な対応ができるようにしておく。

（参考）

活　動　内　容	担　当　機　関
空中から流出油等の監視又は回収先頭の誘導	県、県警察、第八管区海上保安部、中国地方整備局、航空自衛隊等
浮遊油等の回収	県、消防本部、第八管区海上保安部、中国地方整備局、海上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油災害対策協議会、一般財団法人海上災害防止センター、県漁業協同組合連合会
漂着油等の除去	県、県警察本部、市町村、消防本部、陸上自衛隊、山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油災害対策協議会、中国地方整備局(管理)区域を持つ機関
作業者の安全・健康の保持の支援	県、県医師会、日本赤十字社島根県支部等
情報伝達の支援	西日本電信電話株式会社、中国総合通信局等

イ　広域相互応援体制整備の充実強化対策

大規模な流出油等事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、市及び県は、県内外の広域相互応援体制を整える。

ウ　防除資機材の整備

油等防除（除去）活動には、次の表に掲げるような多くの資機材が必要となる。そこで、市は、県をはじめ、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、山陰沖排出油等防除協議会及び漁業協同組合等と調整の上、流出油事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に、市及び県は沿岸への漂着油等の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油等事故時にニーズの高かった表中＊印を付した品目の防除資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

資機材の種類	具体例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等＊
油等を機械的に回収するための資機材	油回収船、油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着剤、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤＊
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等＊
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等＊
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水清浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	船舶、車両等

エ　地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

県は、油等の除去に当たって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、県医師会及び日本赤十字社島根県支部と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておくこととなっている。

また、市は、災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保のための体制整備に

努める。

２．被害回復対策等の充実・強化

（１）基本的事項

流出油等事故が発生した場合は、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。

そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

（２）環境対策の充実強化

市は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

（３）補償対策の充実強化

県は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）を収集し、整理の上、関係市町村、農業関係者、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。市は、県の指導にもとづき、関係機関等に保証制度に関する情報の周知を図る。

３．防災訓練及び防災知識の普及・啓発

（１）油等防除（除去）に係る訓練の実施

油等防除（除去）活動には、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、県、漁業共同組合、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油等防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的に実施する。

その際には、気象・海象条件、対応区域、排出油等の粘土等の事故想定を実態に即したものとし、より実践的な訓練となるよう留意する。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

（２）防災研修への参加の検討

流出油等事故発生時には、市及び消防機関の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

第2節　災害応急対策

流出油等災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなります。そのため、市及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油等に対する効果的な応急対策を実施します。

■主な実施担当　　人事班 ・ 管理班 ・ 総務班 ・ 土木・建設班
■防災関係機関等　第八管区海上保安本部 ・ その他防災関係機関

災害応急対策
- 1. 災害応急活動体制の確立
- 2. 災害情報の収集・伝達
- 3. 流出油等に対する応急対策

１．災害応急活動体制の確立

（１）基本的事項

本計画の想定する流出油等災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、市、県、第八管区海上保安部、中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急処置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

流出油等災害が発生したときの主な応急対策活動である「流出油回収」の基本的な流れを以下に図示する。

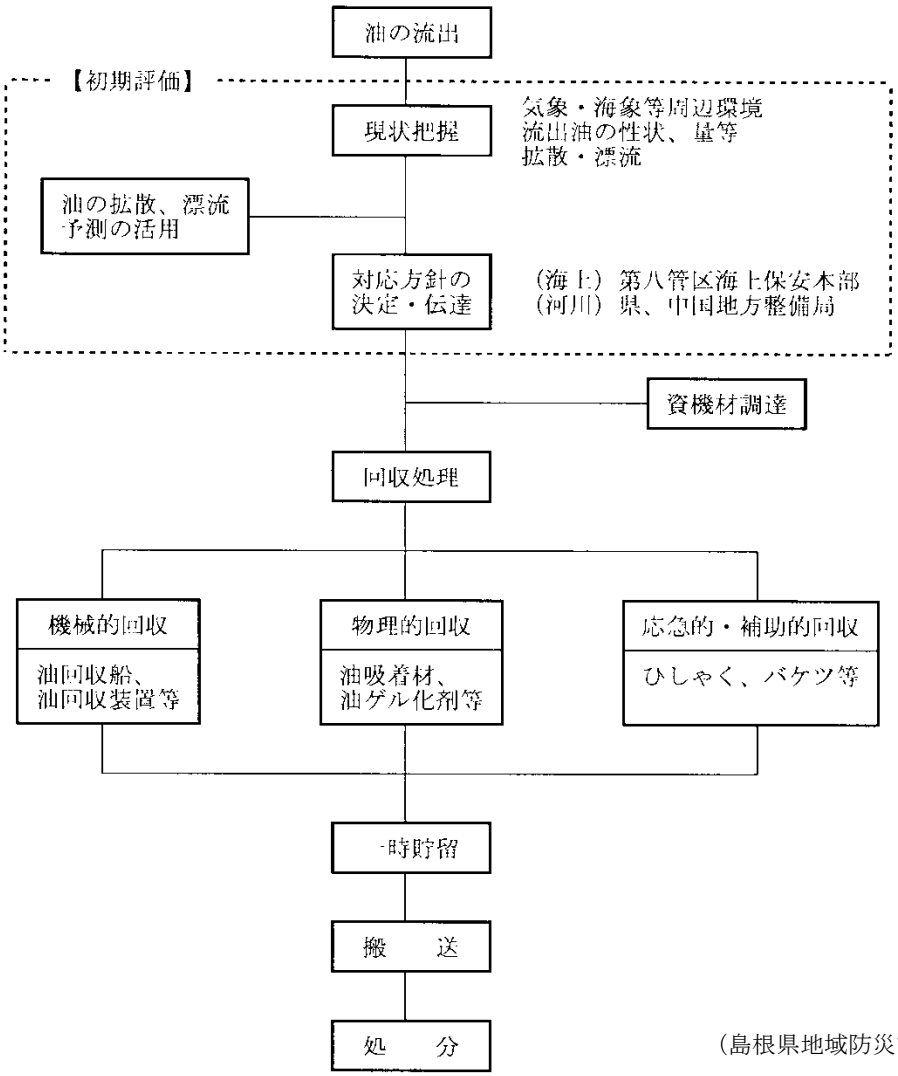

（島根県地域防災計画より抜粋）

（２）活動体制の確立

市は、流出油等事故が発生した場合または発生するおそれがある場合は、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、災害の状況に応じて、第２編第２章第１節「応急活動体制」を参照して、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

２．災害情報の収集・伝達

（１）基本的な考え方

ア　趣旨

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、第八管区海上保安本部、中国地方整備局、県その他の防災関係機関は、流出油等事故発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

イ　留意点

（ア）情報収集の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。したがって、県現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関または県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

（イ）情報収集・伝達方法

情報収集・伝達に際しては、第２編第２章第２節「災害情報の収集･伝達」に示す方法を参照。

（２）海洋における流出油等事故の場合

ア　流出油事故情報の収集伝達系統

海洋における流出油事故情報の収集伝達系統図は、次のとおりである。

海洋における流出油等事故情報の収集伝達系統

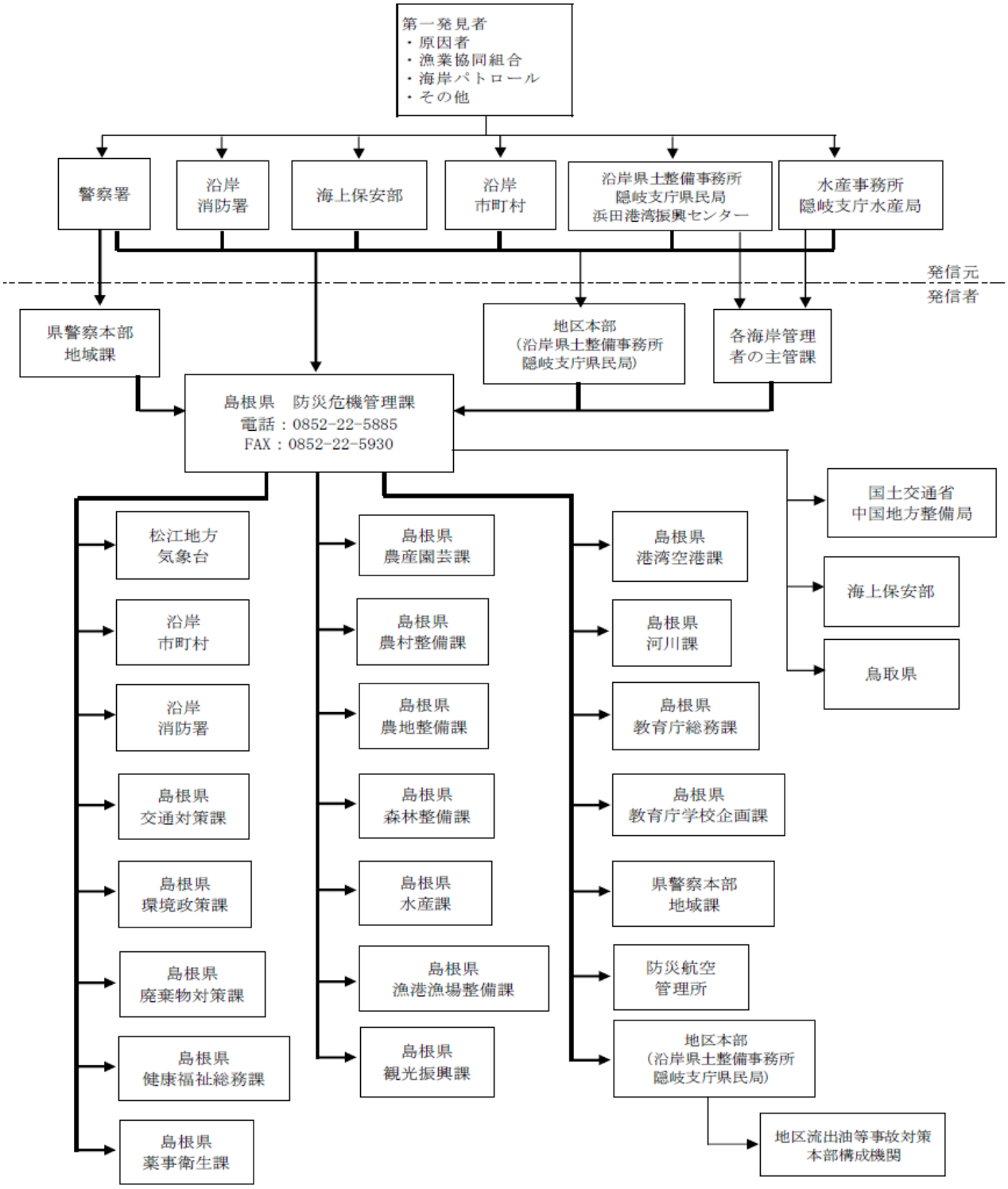

※１　第１発見者から通報を受けた各関係機関および通報を受けた各関係機関から情報を入手した各機関は直ちに島根県防災危機管理課へ連絡すること。

※２　連絡ラインについては、以下のとおりとする。
→　必ず連絡するライン　　→　必要に応じて連絡

※３　海上保安部は山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等防除協議会へ必要に応じて連絡。

※４　島根県水産課は漁業協同組合ＪＦしまねへ連絡。

イ　流出油等事故情報の収集･把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

（ア）県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、海上保安部等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

（イ）関係市町村

関係市町村は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

（ウ）第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関

第八管区海上保安本部、自衛隊等の国の機関は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

（エ）その他の防災関係機関

山陰沖排出油等防除協議会、石見地区排出油等防除協議会、境港災害対策協議会、西郷港流出油等災害対策協議会、一般財団法人海上災害防止センター、県漁業共同組合連合会等の関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

（３）河川、湖沼における流出油等事故の場合

ア　流出油等事故情報の収集伝達系統

河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図は次のとおりである。（島根県地域防災計画より関係分を抜粋）

イ　流出油等事故情報の収集・把握

防災関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出または流出が止まっているのか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象海象状況についても把握する。

（ア）県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、海上保安部等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

（イ）関係市町村

市は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

（ウ）国の機関

中国地方整備局、海上保安部、自衛隊等の国の機関は、船舶、ヘリコプター、車両等により、収集を行う。

（エ）その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図
（江の川水系(下流)水質汚濁防止連絡協議会）

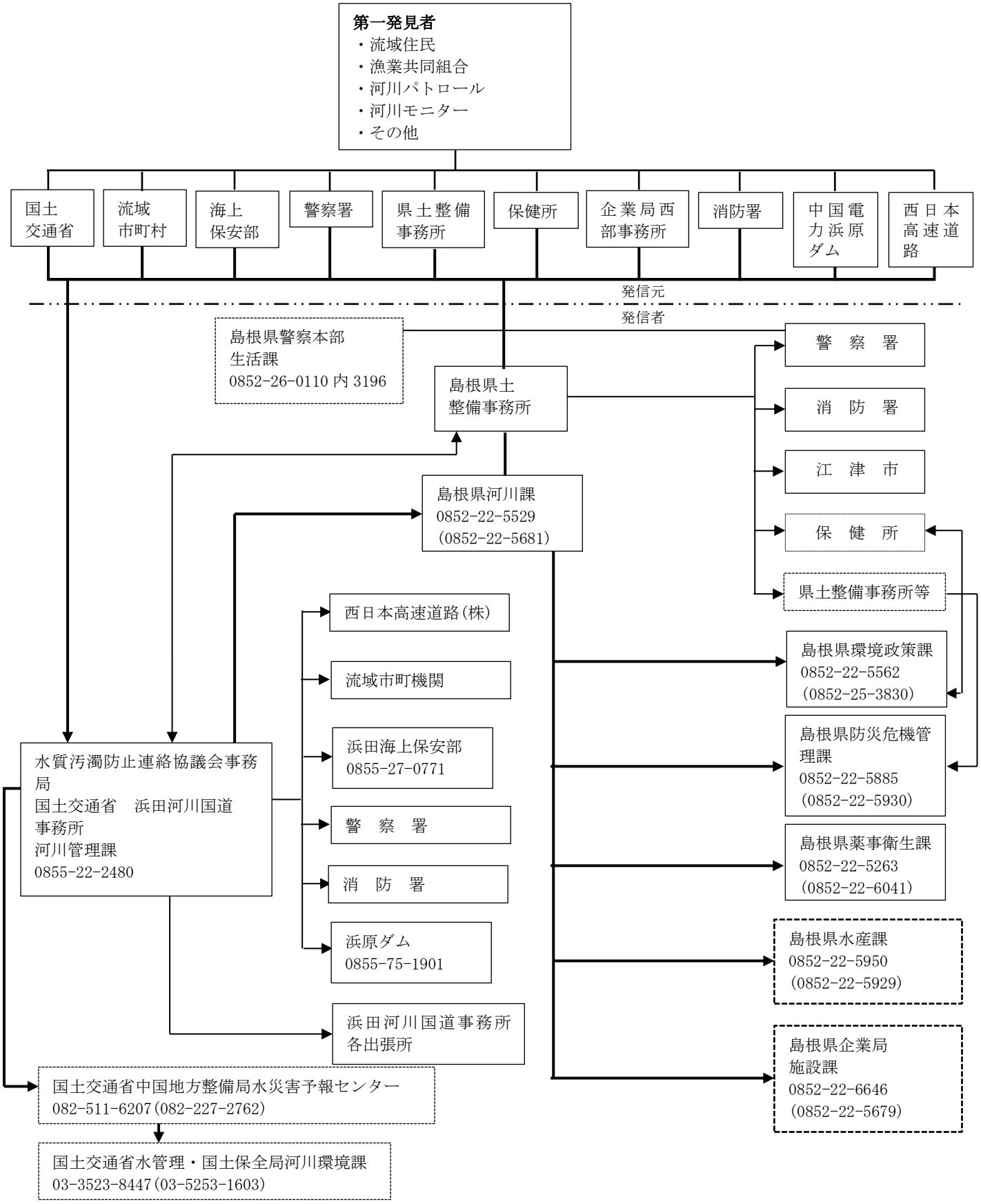

河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図
（島根県水質汚濁防止連絡協議会）

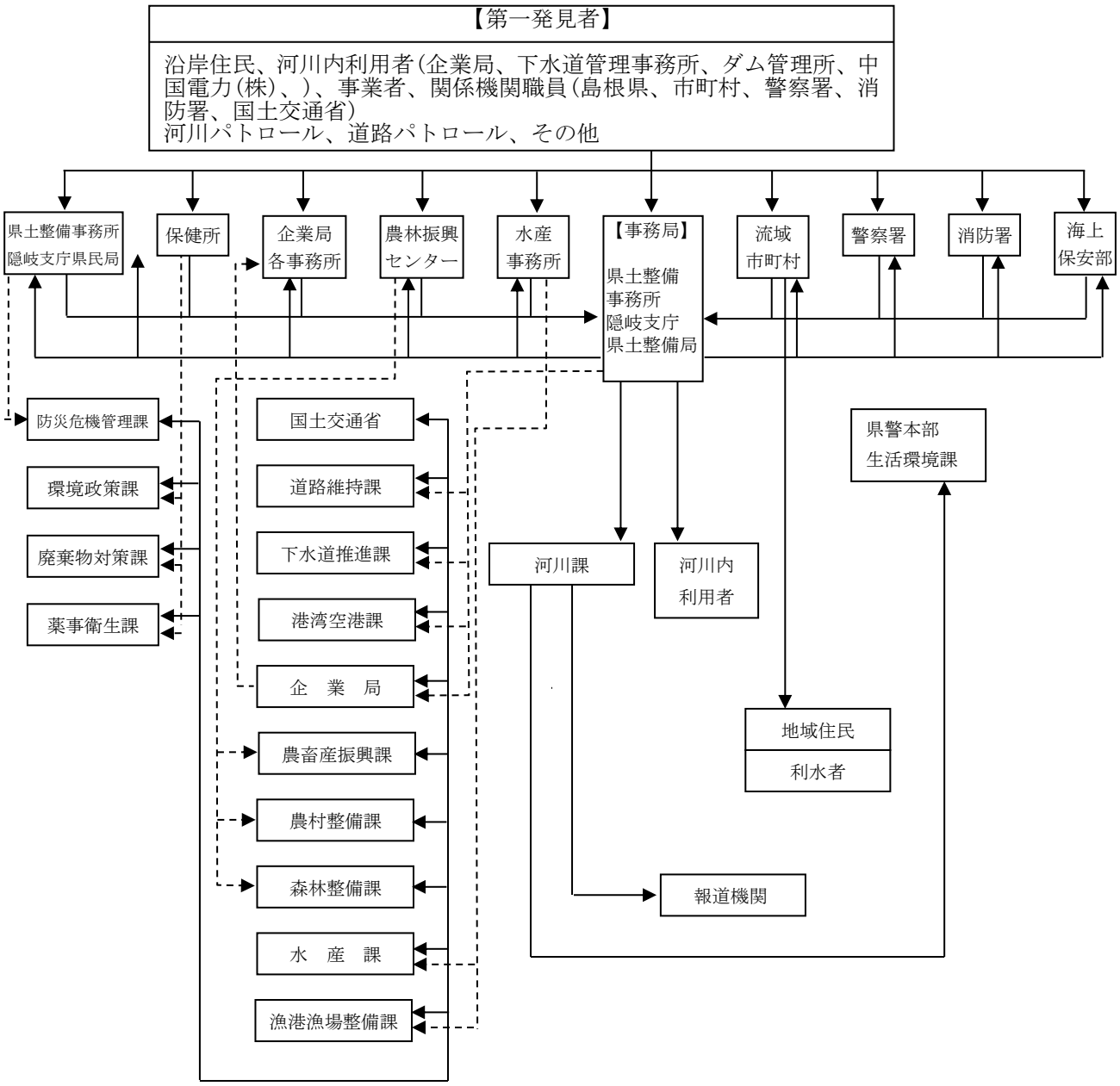

注 1:　第一発見者から通報を受けた各関係機関は、直ちに当該支部事務局である該当県土整備事務所または河川課に連絡すること。

注 2:　第一発見者から通報及び情報伝達を受けた各関係機関は、直ちにその旨を主管課に連絡すること。（破線のルート）

注 3:　各関係機関から、情報伝達を受けた主管課は、河川課からの情報伝達と照合し、疑義のある場合は河川課に連絡すること。

注 4:　企業局東・西部事務所への連絡ルートは下記のとおりとします。

①事故発生場所管轄支部→企業局参加支部→東・西部事務所

②事故発生場所管轄支部→河川課→企業局→東・西部事務所

３．流出油等に対する応急対策

（１）基本的事項

被害を最小限に留め、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、第八管区海上保安本部、中国地方整備局を中心とする防災関係機関は、流出油等事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油防除を迅速かつ的確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

（２）海洋における流出油等事故の場合

ア　初期評価

流出油等事故の現状把握及び防除方針の決定は、第八管区海上保安本部及び県が行うこととなっている。市は、伝達された状況に従って必要な対応を行うものとする。

イ　流出油等の防除

（ア）流出油等の回収活動等

①回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、第 2 で決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

ａ．機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する。

ｂ．物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

ｃ．応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

②回収船及び防除資機材の確保

県は、県現地事務所、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部、一般財団法人海上災害防止センター等と緊密な連携をとりながら、石油連盟その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。特に、一般財団法人海上災害防止センターは、流出油等の防除活動において指示・契約に基づく応急処置、技術指導、助言を担当する。

なお、調達にあたっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所、市等へ提供されることとなっている。

③市の活動

市では、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等との共同で、おおむね次に掲げる活動を行う。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市の備蓄品または市内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

ａ．沿岸の監視

ｂ．沿岸での除去活動の実施

ｃ．回収油等の一時集積場所への貯留

ｄ．除去活動情報の収集及び県への伝達

（イ）海上保安庁長官からの防除要請への対応

海上保安庁長官から市長に海域における防除要請があった場合には、市は必要な支援体制を整え、相互に連携を図りながら油等防除を実施する。

この場合において、第八管区海上保安本部は、流出油等の状況に関する情報をもとに回収範囲と役割分担の調整を図る。

（ウ）医療救護活動

市は、市医師会、県及び県医師会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

（エ）ボランティア活動の支援

市は、流出油等事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

（オ）義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を決め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

（カ）活動状況等の情報の共有化

第八管区海上保安本部は、関係機関等との間で流出油等防除連絡会議を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県関係地方機関を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から沿岸での活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

ウ　回収油等の運搬・処理

（ア）回収油等の位地付け

海岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、一義的に船舶所有者等の原因者の排出した廃棄物として扱う。

なお、廃油等の収集運般及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

（イ）油等処理に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

（ウ）漂着油等の回収方法及び処理方法

海岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

（エ）回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運般方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送または船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

（オ）再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

エ　環境対策

（ア）環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質・水産資源・水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては各専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

（イ）健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

（ウ）県、国との連携

環境調査に当たっては、県、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

オ　風評対策

（ア）連絡会議の設置

市は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

（イ）風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

①風評の発生予測（初期段階）

②風評の実態把握

③風評による観光、消費への影響調査

④風評に対応するため客観資料の収集

⑤風評による被害を被った中小企業・漁業者等に対する緊急融資

⑥各種メディアを通じたキャンペーン活動等

オ　補償対策

（ア）関係機関における対応

市、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、県、海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に対し、説明会の開催を求める。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

（イ）関係機関の連携

市、県、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人または委任弁護士の出席を求める。

＜賠償等の手続の流れ＞

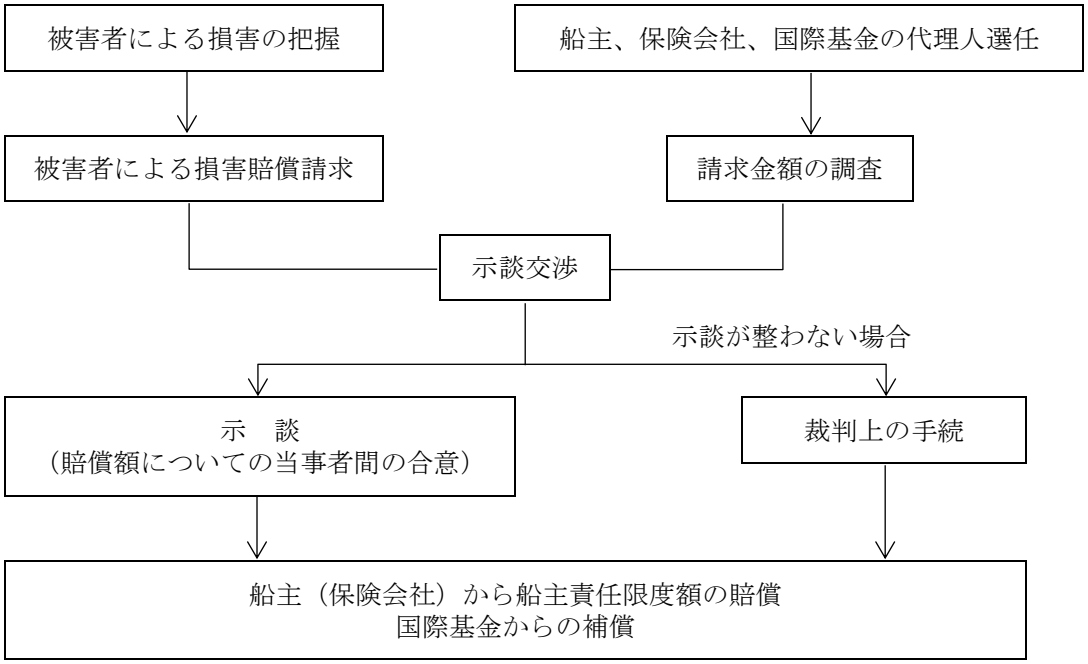

（「油濁損害賠償Ｑ＆Ａ」（国土交通省海事局）より作成）

カ　情報の発信、問い合わせ処理

（ア）情報発信活動

①各種情報の収集・整理

市は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不確かな情報が流れている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

②情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙を活用するほか、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

（イ）関係者等からの問合せに対する対応

災害発生初期は、報道機関から取材等各種の問合せが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

（３）河川、湖沼における流出油等事故の場合

ア　初期評価

流出油等事故の現状把握及び防除方針の決定は、河川管理者が行うこととなっている。市は、伝達された状況に従って必要な対応を行うものとする。

イ　流出油等の防除

（ア）流出油等の回収活動等

①回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、河川管理者において決定された防除方針を踏まえ、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象海象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

ａ．機械的回収

油回収船、油回収装置等を使用して回収する。

ｂ．物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

ｃ．応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

②回収船及び防除資機材の確保

県は、県現地事務所（県国土整備事務所等）、市町村等において必要な回収船、防除資機材に関する情報を把握し、第八管区海上保安本部等と緊密な連携をとりながら、その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

なお、調達にあたっては、防除資機材の集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所（県国土整備事務所等）、市等へ提供されることとなっている。

③市の活動

市では、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等との共同で、おおむね次に掲げる活動を行う。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市の備蓄品または市内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

ａ．河川区域の監視

ｂ．河川区域での除去活動の実施

ｃ．回収油等の一時集積場所への貯留

ｄ．除去活動情報の収集及び県への伝達

ｅ．取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

（イ）医療救護活動

市は、市医師会、県及び県医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、漁港、港湾等の防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

（ウ）ボランティア活動の支援

市は、流出油等事故発生直後から、県及びボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

（エ）義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が市から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を決め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

ウ　回収油の運搬・処理

（ア）回収油等の位地付け

河川敷または湖岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、一義的に船舶所有者または車両所有者等の事故原因者の排出した廃棄物として扱う。

なお、廃油等の収集運般及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

（イ）油等処理に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

（ウ）漂着油等の回収方法及び処理方法

河川敷または湖岸に漂着した油の回収方法については、回収油の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

（エ）回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送または船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

（オ）再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

エ　環境対策

（ア）環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質・水産資源・水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては各専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

（イ）健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

（ウ）県、国との連携

環境調査に当たっては、県、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

オ　風評対策

（ア）連絡会議の設置

市は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

（イ）風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において、決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

①風評の発生予測（初期段階）

②風評の実態把握

③風評による観光、消費への影響調査

④風評に対応するため客観資料の収集

⑤風評による被害を被った中小企業・漁業者等に対する緊急融資

⑥各種メディアを通じたキャンペーン活動等

カ　補償対策

（ア）関係機関における対応

市、中国地方整備局、漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

（イ）関係機関の連携

市、県、中国地方整備局、漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

キ　情報の発信、問い合わせ処理

（ア）各種情報の収集・整理

市は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。また、災害発生初期には不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療情報などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙を活用するほか、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

（ウ）関係者等からの問合せに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節　災害復旧

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ります。

■主な実施担当　　土木･建設班
■防災関係機関等　第八管区海上保安本部　・　その他防災関係機関

災害復旧	1．災害復旧対策

１．災害復旧対策

（１）被害回復活動の推進体制の確立

市は、油等流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

（２）被災事業者、住民等の復旧支援

市は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口を設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予または減免措置を実施する。

（３）被災公共施設等の復旧

市は、国及び県と協力し、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

（４）原因船舶等の除去等

第八管区海上保安本部、中国地方整備局または県は、原因船舶、車両等の所有者に対し、原因船舶、車両等の除去その他危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、または勧告することとなっている。

（５）事後の監視等の実施

市は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要すことがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第2章　海難・水難事故対策計画

第1節　災害予防

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難・水難事故を未然に防ぐため、海難・水難防止活動を推進するとともに、海難・水難事故発生時の効果的な応急対策に備えるため、情報収集・伝達体制や民間救助組織の活用等を含む応急活動体制の整備、資機材の整備など、基本的な対策を推進します。

なお、この海難等事故災害対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班　・　農林水産班

■防災関係機関等　第八管区海上保安部　・　島根県警察本部　・　江津警察署　・　消防本部

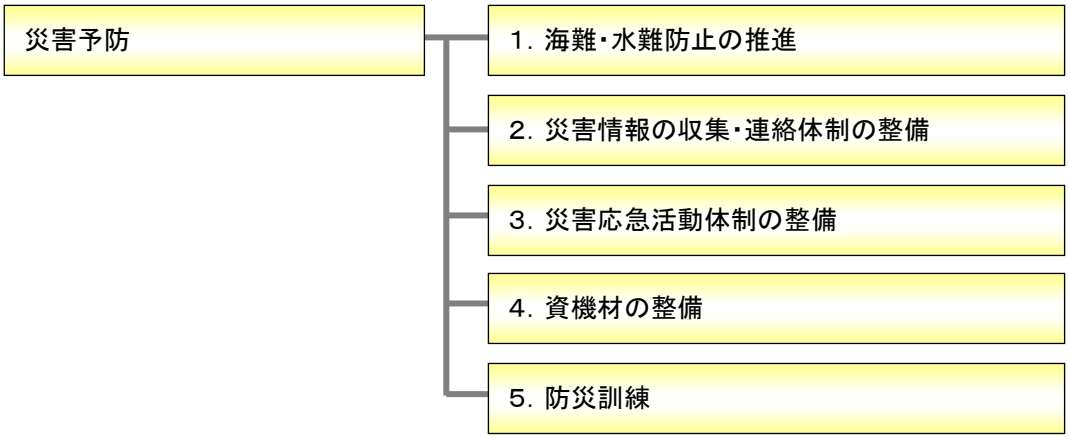

１．海難・水難防止の推進

（１）基本的事項

要救助海難・水難事故の発生原因を見ると、見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱不良といった人為的要因によるものが 80%を占めている（平成 25 年版海上保安レポート）。このような要因による海難・水難を防止するため、海難・水難防止思想の普及・高揚並びに海難・水難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る。

（２）海難・水難防止思想の普及

第八管区海上保安本部は、海上保安官の訪船指導、海難・水難防止講習会等を通じて、海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、運行管理規程の遵守、安全運行の励行、危険物荷役時の安全確認等を指導し、必要に応じて是正・改善を勧告するものとする。

また、地域の特性を踏まえ、台風等の自然災害による海難を防止するための海難防止強調運動、プレジャー関係者を含む海事関係者を始め広く国民を対象とし、海難防止思想の普及及び高揚を図ることに重点を置いた海難防止強調運動を展開する。

市、県、一般財団法人海上災害防止センター、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会、海上運送事業者は、それぞれの立場に応じて海難等防止思想を普及する。

（３）海上交通環境の整備

県、市（港湾管理者・漁港管理者）及び第八管区海上保安本部は、防波堤、航路等の整備を図ることにより、管轄海域及び本県の港湾・漁港内における海上・湖上交通の安全性の向上に努める。

（４）運行管理規程等の作成

海上運送事業者は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、運航管理規程を作成し、運航管理者の選任等船舶の運航の管理の組織並びに実施の基準及び手続に関する事項その他輸送の安全を確保するため事業者及び従業員が遵守すべき事項を定めておく。

（５）船内の巡視

海上運送事業者は、船舶の安全な運航を確保するため、「火災予防船内巡視実施要項」に基づき、毎航海出港直後及び航海中の一定時期に、火災予防船内巡視を実施し、火災の予防及び早期発見に努める。

２．災害情報の収集・連絡体制の整備

（１）基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難の発生により、多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の情報を収集・伝達する必要が生じる。

このため、県、市、第八管区海上保安本部及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備する。

なお、この項に掲げる対策については、第 2 編第 1 章第 7 節「情報通信連絡網の整備」の項目も参照すること。

（２）情報通信設備の整備の推進

県、第八管区海上保安本部ほか防災関係機関は、大規模な海難・水難事故災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、必要に応じ、航空機、巡視船などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

（３）県総合防災情報システムの活用

県は、県総合防災情報システムにより、災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び防災関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

３．災害応急活動体制の整備

（１）基本的事項

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生といった海難・水難事故が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう市、県、第八管区海上保安本部、水難救済会及び海上運送事業者等は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

（２）防災組織の整備

ア　防災組織の整備

市、県、警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会、海上運送事業者は、大規模な海難・水難事故に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、それぞれの機関において職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、初動体制、災害対策本部等の整備については、第 2 編第 1 章第 5 節「職員の配備体制」を参照すること。

イ　応急活動マニュアルの整備

市、県、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部及び海上運送事業者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

４．資機材の整備

（１）基本的事項

大規模な海難・水難事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、有効な防災装備、資機材等の整備を推進する。

（２）防災装備等の整備・充実

ア　各種防災装備等の整備

市、県、県警察本部、消防本部は、捜索活動を実施するための船艇、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第八管区海上保安本部は、捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備に努める。

イ　資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

５．防災訓練

（１）基本的事項

大規模な海難・水難事故発生時は、市、県、第八管区海上保安本部等の防災関係機関等は、法令または地域防災計画の定めるところにより罹災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

防災訓練については、第 2 編第 1 章第 23 節「防災訓練の実施」を参照すること。

（２）総合防災訓練

市、県、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会、海上運送事業者は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

（３）防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節　災害応急対策

大規模な海難･水難事故が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生じます。また、市、県各部、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部、日赤、県医師会、海上運送事業者等数多くの機関、団体が関与することとなります。

したがって、各防災関係機関は、収集･連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとします。

■主な実施担当　　農林水産班 ・ 商工班 ・ 土木･建設班
■防災関係機関等　海上運送事業者 ・ 第八管区海上保安部 ・ 県

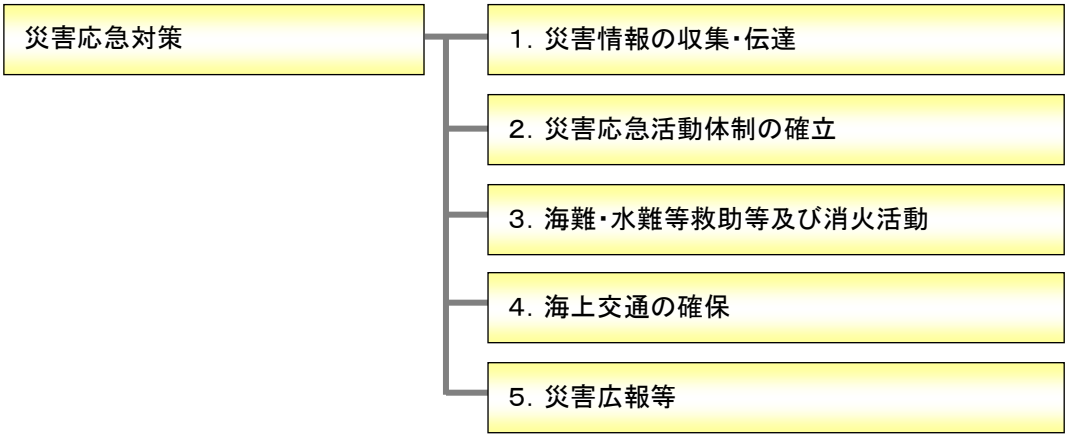

1．災害情報の収集・伝達

（1）基本事項

市、県、消防本部、第八管区海上保安本部、石見地区排出油等防除協議会、日本水難救済会及び海上運送事業者は、海難・水難事故発生時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

海難・水難事故の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体系の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

被害情報の収集・伝達については、第 2 編第 2 章第 2 節「災害情報の収集・伝達」を参照すること。

（2）情報等の収集・伝達

ア　情報等の収集・伝達系統

海難・水難事故発生時の情報等の収集・伝達系統図として、海上保安部ルートを示す。

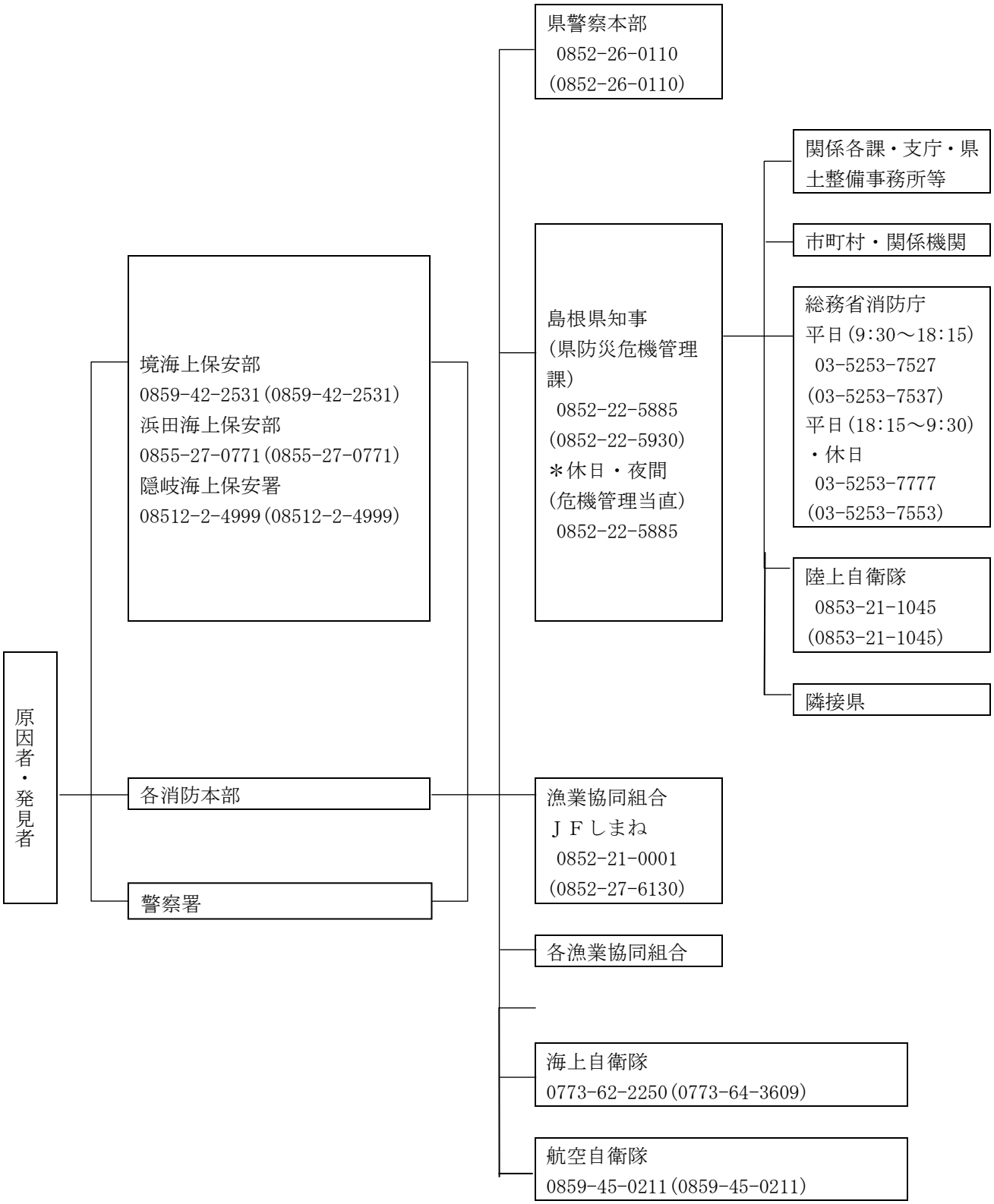

（注）油の流出状況により、伝達機関が異なる場合がある。
図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

イ　情報の収集・把握

概括的な情報も含め多くの被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため市は、県の実施する情報収集活動を円滑に進めるため、配慮し、協力を行うものとする。

２．災害応急活動体制の確立

（１）基本事項

大規模な海難・水難事故が発生した場合、市、県、第八管区海上保安本部、水難救済会等の防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

（２）市の活動体制

市は、大規模な海難・水難事故が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

災害応急活動体制の確立については、第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制の確立」を参照すること。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

（３）海上運送事業者

海上運送業者は、海難・水難事故が発生した場合には、速やかに運航管理規程及び事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害を最小限にとどめるよう努めるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常対策本部設置等必要な体制をとる。

３．海難・水難救助等及び消火活動

（１）基本事項

市、県、県警察本部、県消防本部、第八管区海上保安本部その他の防災関係機関は、海難・水難事故が発生したときは、船舶、航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。

（２）海難・水難救助等

ア　捜索救助

県、県警察本部、第八管区海上保安本部は、船舶の海難・水難、人身事故が発生したときは、相互に連携して、速やかに船舶、航空機または特殊救難隊によりその捜索救助を実施する。

イ　水難救助

遭難船舶の救助に当たっては、海上保安官署において実施するほか、水難救護法に基づき、おおむね次のとおり実施する。

（ア）実施責任者

遭難船舶の救護は、水難救護法第 3 条に基づき、市長が行う。

（イ）発見者の措置

遭難船舶のあることを発見した者は、水難救護法第 2 条に基づき、市長、警察官または海上保安官に通報し、通報を受けた警察官または海上保安官は直ちに市長に通知する。

（ウ）市長の措置

遭難船舶のあることを認知した市長は、直ちに現場に臨み、必要な処分を行うとともに、警察官及び海上保安官に通報する。

（エ）応援

市長は、自ら水難救護を行うとともに、必要に応じて次の機関に応援協力を要請する。

①警察署

②海上保安官署

③社団法人水難救済会救難所

④隣接市町

⑤海上輸送関係機関

⑥県

（オ）その他

①遭難船舶の救護は、人命保護のためまたは船長に悪意があると認められる場合を除いては、船長の意志に反してこれを行うことはできない（水難救護法第５条）。

②その他水難救護に必要なことは、水難救護法の定めるところによる

ウ　医療救護

県は、市及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、海難等事故に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

（３）消火活動

ア　船舶火災の協力措置

海上保安署及び県消防本部は、船舶火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と県消防本部との業務協定の締結に関する覚書（昭和 43 年 3 月 29 日）」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については当該県消防本部が責任を持って実施し、その他の船舶については海上保安官署が責任を持って実施することとなっている。

なお、この消火活動の実施にあたっては、海上保安官署と県消防本部は相互に協力することとなっている。

（ア）ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上架または入渠中の船舶

（イ）河川における船舶

イ　連絡調整

海難・水難事故の場合における消火活動等を効果的に行うため海上保安官署と県消防本部は、おおむね次の事項につき連絡調整を行う。

（ア）必要器材の保有状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報の交換

（イ）消火活動要領及び連絡周知系統の作成

（ウ）必要器材の集中使用の計画実施

（エ）必要器材の整備の促進

ウ　他の県消防本部に対する応援要請

他の県消防本部に対する応援要請については、第２編第２章第４節「広域応援体制」を参照。

（４）自衛隊の災害派遣要請消火活動

自衛隊の災害派遣要請については、第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

４．海上交通の確保

（１）基本事項

大規模な海難・水難事故発生時は、海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に船舶交通規制等を実施し、海上交通を確保する。

（２）海上交通規制等の実施

第八管区海上保安本部は、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて、航行の制限または禁止、航行船舶の火気使用禁止、港内在泊船舶に対する移動命令、危険物荷役の制限または禁止その他必要な交通規制を行うものとする。

（３）応急措置の実施等

第八管区海上保安本部は、海難・水難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

５．災害広報等

（１）基本事項

大規模な海難・水難事故が発生した場合には、第八管区海上保安本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

第 4 編第 1 章「流出油事故対策」を参照。

イ　関係者等から問合せに対する対応

第 4 編第 1 章「流出油事故対策」を参照。

第3章　航空災害対策計画

第1節　災害予防

航空災害による被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関と協力して、飛行場施設設備の整備をはじめ、情報収集・伝達体制や応急活動体制の整備、資機材の整備など基本的な対策を推進します。また、関係機関が連携して防災訓練を実施することにより、航空災害発生時の効果的な応急対策に備えます。

なお、この航空災害対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班

■防災関係機関等　空港管理事務所　・　消防本部　・　島根県警察本部　・　江津警察署
医療機関　・　自衛隊　・　海上保安官署　・　航空会社
国土交通省大阪航空局　・　航空関連会社

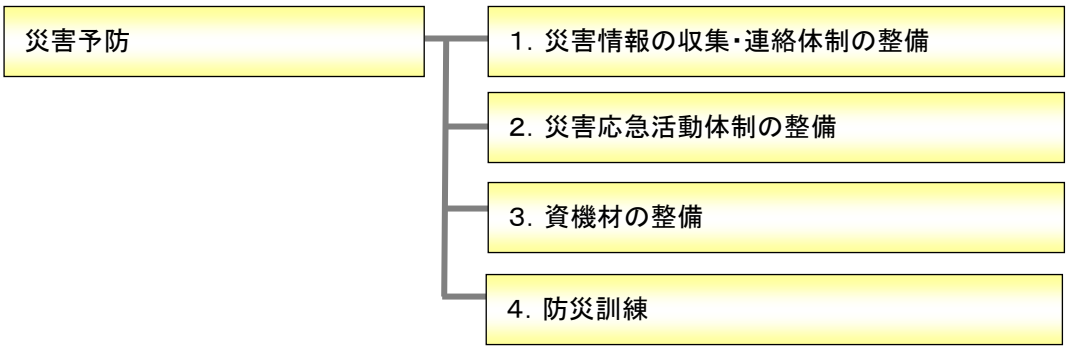

1．災害情報の収集・連絡体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報を伝達する必要が生じる。

このため、県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みを整備するよう努める。

市では、県総合防災情報システムを活用して災害情報を収集し、関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

2．災害応急活動体制の整備

（１）基本的事項

江津市内の山中・海上等において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し関係機関との相互連携体制を確立する。

（２）広域応援協力体制の整備

ア　共通

航空災害発生時には、空港管理事務所、消防本部、県警察本部、医療機関、自衛隊、海上保安官署、

航空会社、航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関は応急活動及び復旧活動に関し、平常より連携を強化しておく。

また、市は、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

イ　県警察本部

県警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、事故発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

ウ　消防本部

消防本部は、緊急消防援助隊等による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

３．資機材の整備

（１）基本的事項

航空機事故が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、レスポンスタイム（救難及びに対する最初の通報（呼び出し）から救難及び消防車両が事故に対して最初の効果的活動の開始までに要した時間）を短くすることが重要であり、そのために有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

（２）防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

４．防災訓練

（１）基本的事項

航空災害発生時には、市、県、防災関係機関等は、法令または地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

（２）総合防災訓練

県、空港管理事務所、市、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など、災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

また、消防本部は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等関係機関と一体となった消防訓練を実施する。

さらに、市、県、県医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

（３）防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節　災害応急対策

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理事務所のほか、市、消防本部、島根県医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなります。

したがって、空港管理事務所ほか、市、県等の各防災機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとします。

なお、航空災害対策本部または航空災害災害対策本部が設置されたときは、その指揮下において活動するものとします。

■主な実施担当　　総務班　・　土木・建設班

■防災関係機関等　空港管理事務所　・　消防本部　・　江津警察署　・　その他防災関係機関

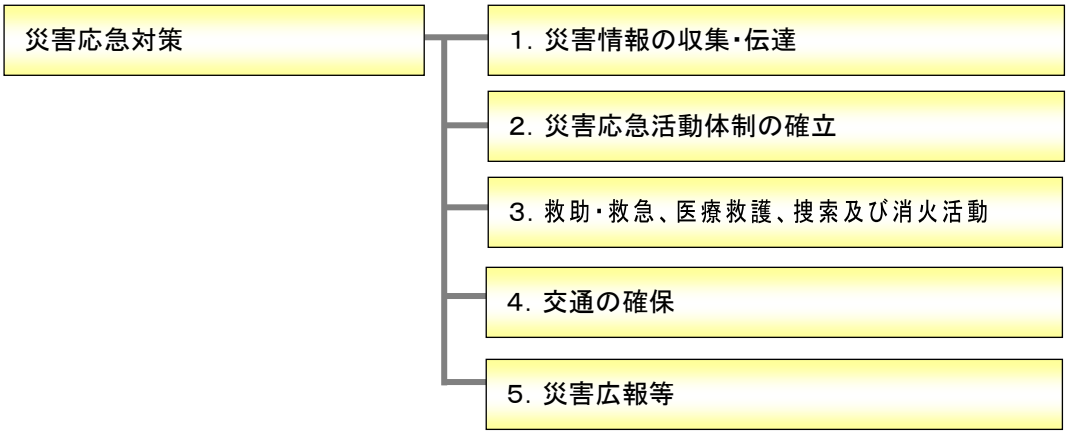

1．災害情報の収集・伝達

（1）基本的事項

市、県及び防災関係機関は、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

ア　被災地の情報収集支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関または県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

（２）情報管理（通信連絡）体制の確立

ア　市

（ア）市の情報管理体制の確立

航空災害発生時の市の通信連絡系統としては、防災行政用無線を基幹的な通信系統とするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

（イ）市の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の市の無線通信連絡体制として、防災行政用無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、ＮＴＴ一般加入電話をはじめＣＡＴＶ等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

イ　関係機関等

（ア）関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、航空災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

（イ）関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互に通信できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

（３）情報等の収集・伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

ア　情報の収集・把握

概括的な情報を含め被害情報を迅速・確実に収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、市は、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。また、海上自衛隊は、自衛隊法第 83 条に基づく第八管区海上保安本部からの　災害派遣要請により、初期の情報収集を行う。

（ア）県、消防本部からの情報収集

県または周辺市町から、県総合防災情報システム等により情報収集する。

（イ）防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、ＦＡＸ等により収集する。また、海上自衛隊または第八管区海上保安本部等へ災害派遣要請を行い、航空機、ヘリコプター、船艇等を用い監視して得た情報を収集する。

（ウ）航空機、ヘリコプター等による情報収集

海上自衛隊や海上保安部の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターのテレビ電送システム等で得た情報を収集する。

２．災害応急活動体制の確立

（１）基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合において、市、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。また、市、県、防災関係機関は、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

３．救助・救急、医療救護、捜索及び消火活動

（１）基本的事項

航空災害の発生時の捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、事前に県知事と島根県医師会が締結した「空港医療救護に関する協定書」にもとづき、双方の協力の下に、救助・救急、医療救護活動を支援する。

活動に当たっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

（２）航空災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動

ア　救助・救急、医療救護活動

（ア）救助・救急、医療救護体制の確立

航空災害が発生した場合の救難活動は、消防本部が必要に応じて出動する。

また、医療協定による医療救護活動に当たっては、県は、市及び消防本部、ＤＭＡＴ指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣を要請し、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。このとき、医療救護に関する総合的な連絡調整は、県が行う。

なお、県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国 5 県または中国・四国 9 県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

（イ）救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

（ウ）医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

（エ）トリアージの実施

災害現場においては、救急活動を効率的に実施するため、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タッグを活用し、救護活動を実施する。

（オ）負傷者の搬送

負傷者の救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に収容し、該当機関のない地区については、収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等

の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、輸送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

イ　消火活動

（ア）市、消防本部の消火活動体制

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。したがって、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

（イ）広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

①島根県消防広域相互応援協定による応援

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。資料「島根県消防広域相互応援協定書」参照。

②緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

③消防団の活動

消防団は、消防長または消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

ウ　捜索

県警察本部、消防本部は、墜落現場が不明の場合または航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、ヘリコプター、船舶等を活用して、捜索活動を実施する。捜索は、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止を重点的に消火活動を実施する。

４．交通の確保

（１）基本的事項

航空災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

（２）交通規制の実施

ア　交通規制の実施方法

県警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

第八管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、または禁止するものとする。

イ　道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

ウ　迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊または緊急通行車両の通行確保のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

エ　規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合または標識を設置することが困難または不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるものとする。

オ　規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県（土木部）、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

カ　規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、日本道路交通情報センターに連絡する。

５．災害広報等

（１）基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、市、県、消防本部等を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、航空災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第4章　道路災害対策計画

第1節　災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進します。

なお、この道路災害対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　情報班　・　農林水産班
■防災関係機関等　江津警察署　・　消防本部　・　松江地方気象台
浜田県土整備事務所
国土交通省浜田河川国道事務所

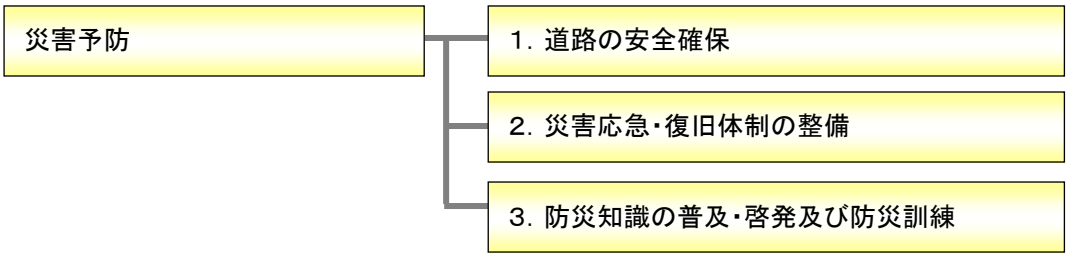

１．道路の安全確保

（１）道路交通情報の充実

ア　気象情報等の活用体制の整備

市には、気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、県総合防災情報システムによりリアルタイムでの気象情報等の伝達体制が整備されているが、関係職員がそれらの情報を道路災害に有効に活用できるよう習熟に努める。

イ　道路情報伝達体制の整備

交通規制状況、迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板や道路情報ラジオ、ＶＩＣＳを中心とした路側通信機器の整備を進める。

（２）道路施設等の監視・点検体制の整備

ア　道路施設等の監視・点検体制の整備

道路パトロールについては、特に、夜間の事故発生時などにおいて迅速な対応が可能か検証するとともに、各道路管理者と連絡を図り、浜田県土整備事務所におけるパトロール、応急復旧体制、また道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度などともあわせ、より一層の体制の整備を進める。

イ　災害防除事業の実施

市は管理する道路について、各種点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く、緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策を講ずるよう努めるものとする。

２．災害応急・復旧体制の整備

（１）情報の収集・伝達体制の整備

ア　関係機関の相互連携の確保

市は、災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、消防本部、県警察署、日本赤十字社、医師会などとも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制を確立する。

イ　通信体制の整備

道路管理者は、既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政用無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による連絡ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

平常時において、無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において、利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

ウ　情報管理体制の確立

各道路管理者、関係機関等が情報を共有できるよう、情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

（２）組織体制の整備

ア　職員の体制

市においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。

また、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

イ　防災関係機関相互の連携体制の強化

各道路管理者相互においては、協定の締結等を進め、応急・復旧活動において確実に相互応援を図ることができるような体制に連携を強化していくことを検討する。

また、各道路管理者は、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

（３）救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア　救助・救急活動

市及び消防本部は、必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進める。

イ　医療救護活動

（ア）関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、各道路管理者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

（イ）医薬品、医療用資器材等の整備

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

ウ　消火活動

消防本部は、道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備える。

（４）交通の確保・緊急輸送体制の整備

ア　交通誘導体制

江津警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し（社）島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高めるようにしていくこととなっている。

イ　広報体制

江津警察署は、発生後において交通規制が実施された場合の、車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

ウ　緊急通行車両の事前届出

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両の事前届出をしておく。

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（５）危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部においては、高圧ガス、火薬類等については、事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物については適宜対応する体制となっている。

市は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し必要な資機材の整備を進める。

（６）応急復旧活動体制の整備

現在、災害時の道路啓開や、応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会との締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。

また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

３．防災知識の普及・啓発及び防災訓練

（１）防災知識の普及・啓発

道路管理者等は、道路利用者に対して、通常の交通安全に関する広報を実施しているが、道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

（２）防災訓練

各道路管理者は、県の行う総合防災訓練において関係機関等が連携した訓練を実施するなど訓練の充実を図る。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

第2節　災害応急対策

道路構造物の被災により災害が発生した場合の各種応急対策を実施します。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　農林水産班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所
　　国土交通省浜田河川国道事務所

災害応急対策
- 1. 災害情報の収集･伝達
- 2. 災害応急活動体制の確立
- 3. 救急･救助、医療救護及び消火活動
- 4. 交通の確保･緊急輸送活動
- 5. 危険物等流出に対する応急対策
- 6. 災害広報等

１．災害情報の収集・伝達

（１）事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、各道路管理者は、相互の情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。

（２）被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について、市は、自衛隊、県、警察署など、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し、優先してきめ細かい情報を伝達するなど、その対応に努める。

２．災害応急活動体制の確立

（１）活動体制

市は、災害の状況に応じて、第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制」を参照して、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

（２）広域的な応援体制

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」参照。

（３）自衛隊の災害派遣要請

第 2 編第 2 第 5 節「自衛隊災害派遣体制」参照。

３．救助・救急活動、医療救護及び消火活動

（１）救助・救援活動

ア　道路管理者の体制

各道路管理者は、市、県警察署、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

イ　応援要請

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」、第 7 節「避難活動」を参照。

（２）医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（３）消火活動

ア　消防本部の体制

消防本部は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を整備し、消防活動を実施する。

イ　道路管理者の体制

各道路管理者は、市、消防本部等の要請により、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

ウ　応援要請

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

４．交通の確保・緊急輸送活動

（１）交通規制等

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（２）緊急輸送手段の確保

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

５．危険物等流出に対する応急対策

危険物等流出事故が発生した場合は、道路管理者及び消防本部が事故対応を実施するが、道路管理者は、消防本部のほか警察署等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

６．災害広報等

（１）基本的事項

道路災害が発生した場合には、道路管理者を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、道路災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節　災害復旧

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、各種復旧計画を速やかに検討し早急な復旧に努めます。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　農林水産班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所

災害復旧
- 1．復旧事業
- 2．緊急点検

1．復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第 1 次、第 2 次、第 3 次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

緊急輸送道路については、第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止または制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

そのほかについては、第 2 編第 3 章「風水害復旧・復興計画」を参照。

2．緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第5章　危険物等災害対策計画

第1節　災害予防

危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進します。
なお、この危険物等災害対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班　・　管理班　・　情報班
■防災関係機関等　消防本部　・　島根県警察本部　・　江津警察署　・　危険物施設管理者
その他防災関係機関

災害予防
- 1. 危険物等関係施設の安全の確保
- 2. 災害情報の収集・伝達体制の整備
- 3. 災害応急活動体制の整備
- 4. 防災資機材の整備
- 5. 防災知識の普及・啓発

１．危険物等関係施設の安全性の確保

（１）基本的事項

市及び消防本部は、危険物災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物施設管理者に対し、自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。

（２）消防法に定める危険物

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、市及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など、普及・啓発を図る。また、危険物施設の管理者にあっては自主的な保安体制の強化に努める。

（３）高圧ガス施設

ア　保安指導・保安教育

県及び消防本部は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を次の事項について指導する。

（ア）高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱
（イ）高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

イ　自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

（ア）定期自主点検を行い、必要事項を保存
（イ）防災設備の維持管理、整備及び点検
（ウ）緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
（エ）防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

（４）毒劇物取扱施設

市は、県と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して流出防止対策の強化を指導する。

ア　研修会等での防災教育の徹底
イ　立入検査時の施設の安全化の指導
ウ　毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
エ　緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
オ　治療方法を記した書類の整備

（５）火薬類施設

ア　保安指導・保安教育

県及び消防署は、火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

イ　自主保安体制の確立

火薬類取扱い事業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

（ア）火薬庫の所有（占有）者は、年２回以上定期自主検査を実施
（イ）緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
（ウ）防災設備の維持管理、整備予備点検
（エ）防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

２．災害情報の収集・伝達体制の整備

（１）基本的事項

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、市、県、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

この節に掲げる対策については、第２編第１章第６節「情報通信連絡網の整備」の項目も参照すること。

（２）情報収集伝達機器の整備等

市は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

３．災害応急活動体制の整備

（１）基本的事項

各危険物等施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

（２）防災組織の整備

ア　防災組織の整備

初動体制、災害対策本部等の整備については、第 2 編第 1 章第 5 節「職員の配備体制」を参照すること。

イ　応急活動マニュアルの整備

関係課及び各危険物施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

４．防災資機材の整備

市、県、県警察本部、消防本部、危険物等施設管理者及び関係機関は、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

５．防災知識の普及・啓発

市は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節　災害応急対策

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施します。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　商工班
■防災関係機関等　危険物関係事業者　・　島根県警察本部　・　江津警察署　・　消防本部

災害応急対策
- 1. 災害情報の収集･伝達
- 2. 災害応急活動体制の確立
- 3. 危険物等の漏洩･拡大防止活動
- 4. 救助･救急、医療救護及び消火活動
- 5. 災害広報等

1．災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係課・各機関は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用することとする。また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

なお、総務省消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるため、このシステムを極力活動する。

情報収集伝達に際しては、第２編第２章第２節「災害情報の収集・伝達」も参照すること。

2．災害応急活動体制の確立

（１）活動体制

市は、災害の状況に応じて、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

（２）広域的な応援体制

第２編第２章第４節「広域応援体制」を参照。

（３）自衛隊の災害派遣体制

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

３．危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、施設管理者は、消防本部のほか県警察本部、道路管理者等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察による車両の先導または防災ヘリ等を利用する。

４．救助・救急、医療救護及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　危険物施設管理者の体制

各危険物施設管理者は、市、県、県警察本部、消防本部等と協力して救出・救助活動態勢を迅速に確立する。

イ　応援要請

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」、第 7 節「避難活動」を参照。

（２）医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

５．災害広報等

（１）基本的事項

危険物等災害が発生した場合には、市、県、消防本部等を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、危険物等災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙等を活用するほか、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節　災害復旧

危険物等災害が発生し復旧する場合には、万全な対策を講じ、計画を実行します。

■主な実施担当　　土木・建設班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所

災害予防
- １．復旧事業
- ２．緊急点検

１．復旧事業

被災した危険物施設を復旧する場合にあたっては、管理者は万全な再発防止を講じる。

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

２．緊急点検

施設管理者は、施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第６章　大規模な火事災害対策計画

第1節　災害予防

大規模な火事災害による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進します。

なお、この大規模火事災害対策に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　情報班　・　農林水産班

■防災関係機関等　松江地方気象台　・　浜田県土整備事務所
国土交通省浜田河川国道事務所　・　消防本部

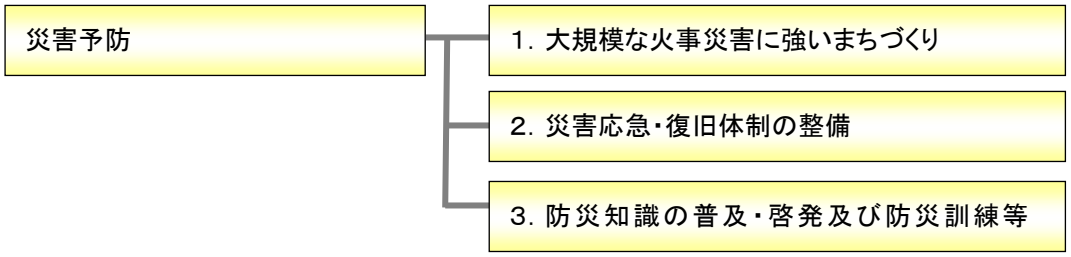

1．大規模な火事災害に強いまちづくり

（１）災害に強いまちの形成

第２編第１章第１節「風水害等に強いまちづくりの推進」参照。

（２）大規模な火事災害に対する建築物の安全化

第２編第１章第２節「建築物等の予防と二次災害防止対策」、第３節「ライフライン施設等の予防対策」参照。

2．災害応急・復旧体制の整備

（１）情報の収集・伝達体制の整備

ア　火災警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政用無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

イ　県総合防災情報システム等の活用体制の整備

市は、防災関係職員による県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等の活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

ウ　画像情報の収集・伝達システムの整備

県（総務部防災危機管理課）及び県警察本部に防災ヘリコプターが配備されているため、ヘリコプターによる目視またはヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の収集要領の習熟に努める。

また、市は県総合防災情報システムによりヘリテレ映像の共有化が図られているが、その他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

エ　夜間・休日等における体制の整備

市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

オ　通信体制の整備

市、消防本部等は、通信体制について、より一層の整備に努める。

（２）災害応急体制の整備

ア　職員の体制

市においては、火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

（３）救助・救急及び医療救護活動体制の整備

ア　救助・救急活動

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

イ　医療救護活動

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（４）消火活動体制の整備

ア　消防水利の整備

市は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、海水・河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

イ　自主防災組織との連携

市は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

ウ　資機材の整備

市、消防本部は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の整備を進める。

エ　被害想定の実施

市は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

（５）避難収容活動体制の整備

第 2 編第 1 章第 18 節「避難収容対策」を参照。

（６）広域応援体制の整備

第 2 編第 1 章第 7 節「相互応援体制の整備」を参照。

３．防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

（１）防災知識の普及・啓発活動

市、消防本部等は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

（２）各種防災資料等の配布

市は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な非難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

（３）防災訓練の実施

市は、全国火災予防運動、防災週間等において、大規模な火事災害を想定し、消防本部、市等、関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討することとなっている。

また、市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

（４）要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節　災害応急対策

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

■主な実施担当　　総務班 ・ 援護班 ・ 土木･建設班
■防災関係機関等　島根県警察本部 ・ 消防本部 ・ 浜田県土整備事務所 ・ 自衛隊

災害応急対策
- 1. 災害情報の収集･伝達
- 2. 災害応急活動体制の確立
- 3. 救急･救助、医療救護活動
- 4. 消火活動
- 5. 交通の確保･緊急輸送活動
- 6. 避難収容活動
- 7. 災害広報等

１．災害情報の収集・伝達

（１）発生直後の災害情報の収集・伝達

ア　被害情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、市等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっている。また、県警察本部は被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡することとなっている。

イ　通信手段の確保

市は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

（２）航空機、ヘリコプター等による被害状況の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

大規模な火事災害時の情報等の収集・伝達経路図は、次に示すとおりである。

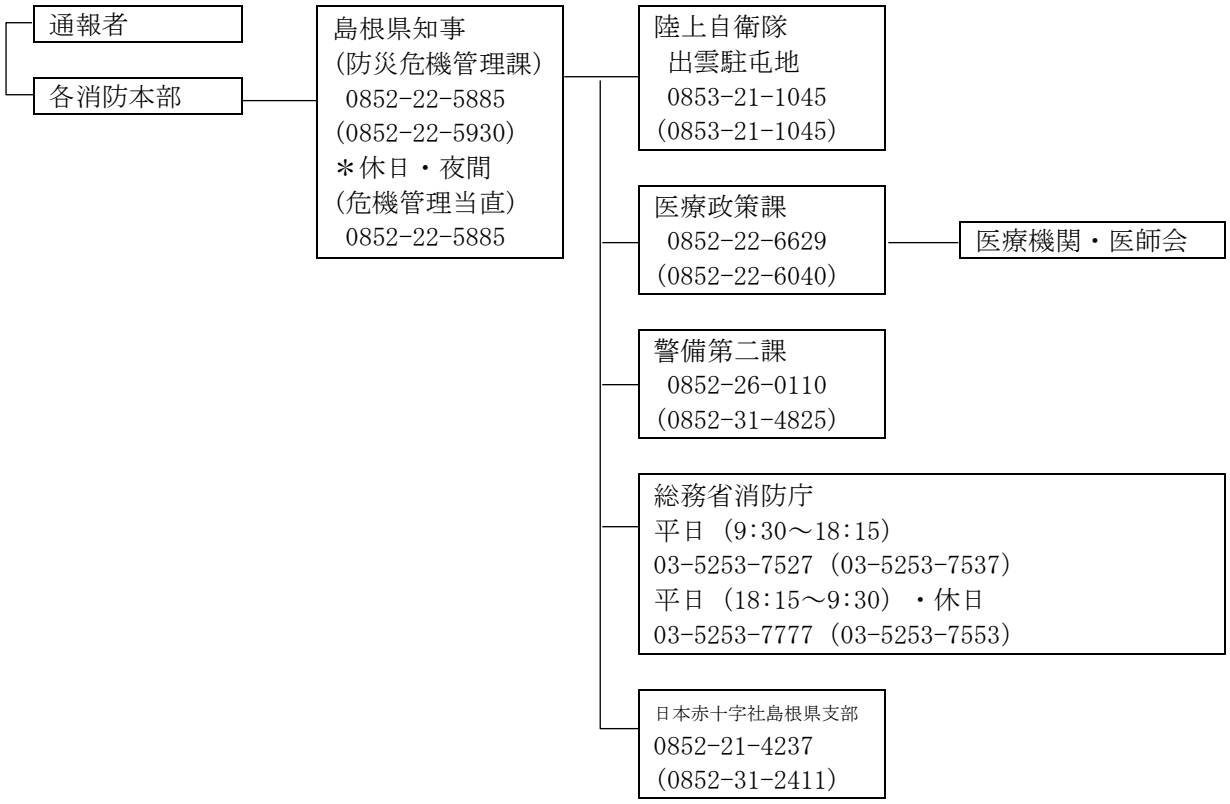

（注）図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

２．災害応急活動体制の確立

（１）活動体制

市は、災害の状況に応じて、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

（２）広域的な応援体制

第２編第２章第４節「広域応援体制」を参照。

（３）自衛隊の災害派遣要請

第２編第２章第５節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

なお、特に、空中消火活動の実施を要請する場合は、その旨の活動を要請する。

３．救急、救助、医療救護活動

（１）救助・救急活動

第２編第２章第４節「広域応援体制」、第７節「避難活動」を参照。

（２）医療救護活動

第２編第２章第10節「医療救護」を参照。

４．消火活動

第２編第２章第８節「消防活動」を参照。

５．交通の確保・緊急輸送活動

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」第 13 節「緊急輸送」を参照。

６．避難収容活動

市、消防本部及び警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難準備、勧告・指示及び避難誘導に努める。

ア　避難先は、地域防災計画に定めてある施設の内、火災現場から風上、風横にある施設等とする。

イ　避難は、火災現場の風下に位置する住民(特に要配慮者)を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

ウ　避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

エ　消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。

そのほかについては、第 2 編第 2 章第 7 節「避難活動」を参照。

７．災害広報等

（１）基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、大規模な火事災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節　災害復旧

大規模な火事災害が発生し復旧する場合には、万全に対策を講じ計画を実行します。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　商工班　・　総務班　・　情報班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所　・　消防本部

災害復旧 ― １．被災施設の復旧等

１．被災施設の復旧等

市及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第7章　林野火災対策計画

第1節　災害予防

近年、森林リクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっています。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止またはその軽減を図るための対策を推進します。

なお、この林野火災対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班 ・ 情報班 ・ 農林水産班 ・ 土木・建設班

■防災関係機関等　西部農林振興センター ・ 消防本部 ・ 浜田県土整備事務所
島根県警察本部

災害予防
- 1. 林野火災に強い地域づくり
- 2. 災害応急・復旧体制の整備
- 3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1．林野火災に強い地域づくり

（１）林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿いなどにおいて、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

（２）消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるが、市、消防本部は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

（３）防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。市、県、消防本部等は、状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

（４）住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね 10m未満）し、相互の延焼危険性が高くならないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と 2 方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

２．災害応急・復旧体制の整備

（１）情報の収集・伝達体制の整備

ア　警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政用無線（戸別受信機を含む。）、サイレン等の伝達手段を整備する。

イ　県総合防災情報システム等の活用体制の整備

市は、県総合防災情報システムを活用した応急活動実施要領の呼び出しや気象情報等の確認、被害情報の伝達など、林野火災の発生状況に応じた応急活動・情報伝達にシステムを活用できるようシステムの習熟に努め、職員がそれらのシステムを十分に活用できるよう体制を整備する。

ウ　画像情報の収集・伝達システムの整備

県（総務部防災危機管理課）及び県警察本部は、ヘリコプターによる目視またはヘリコプターテレビ電送システム等を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

市は県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像等を共有できるが、端末未設置のその他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

エ　夜間・休日等における体制の整備

市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

オ　通信体制の整備

市、消防本部等は、現状の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部における災害時の無線通信手段の確保に努める。

（２）災害応急活動体制の整備

ア　職員の体制

市においては、特に、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

また、各関係機関は、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

（３）救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（４）消火活動体制の整備

ア　空中消火体制

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び益田地区組合消防本部において資機材の配備等がなされている。

県、県警察本部、自衛隊及び消防本部は、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、活動をより積極的に推進するため、ヘリコプター、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努めることとなっている。

なお、効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておくこととなっている。

イ　自主防災組織等との連携

市は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消火活動への協力について周知しておく。

ウ　資機材の整備

消防本部は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の資機材の整備を進める。

（５）避難収容活動体制の整備

第 2 編第 1 章第 18 節「避難収容対策」を参照。

（６）広域応援体制の整備

第 2 編第 1 章第 7 節「相互応援体制の整備」を参照。

（７）二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアルなど体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

３．防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

（１）事前点検及び警戒巡視の実施

市、消防本部、森林組合等は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

また、森林保全巡視員は、林野火災多発期、火災警報発表時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

（２）防災知識の普及・啓発

市は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

県は、森林火災予防標示板を設置しているが、引き続き標示板の種類や設置数を増やし、防火思想の普及のための施設の整備を進めることとなっている。

また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

（３）防災訓練の実施

県は、林野火災を想定し、市、消防本部、林業関係団体等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討することとなっているため、市は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

また、消防本部は、様々な状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。

第2節　災害応急対策

林野における火災の発生に対し、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施します。

■主な実施担当　　総務班 ・ 農林水産班 ・ 情報班 ・ 援護班

■防災関係機関等　消防本部 ・ 西部農林振興センター ・ 江津警察署
島根県警察本部 ・ その他防災関係機関

１．災害情報の収集・伝達

（１）情報の収集・伝達系統

市及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。県は、市等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁及び林野庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっている。

ア　総務省消防庁への報告

県は、林野火災のうち、次のものについては、火災・災害等速報要領に基づき速報を行うことになっているので、市は、県への迅速な報告に努める。

（ア）焼損面積 10ha 以上と推定されるもの

（イ）空中消火を要請したもの

（ウ）住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

市等は、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

林野火災時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

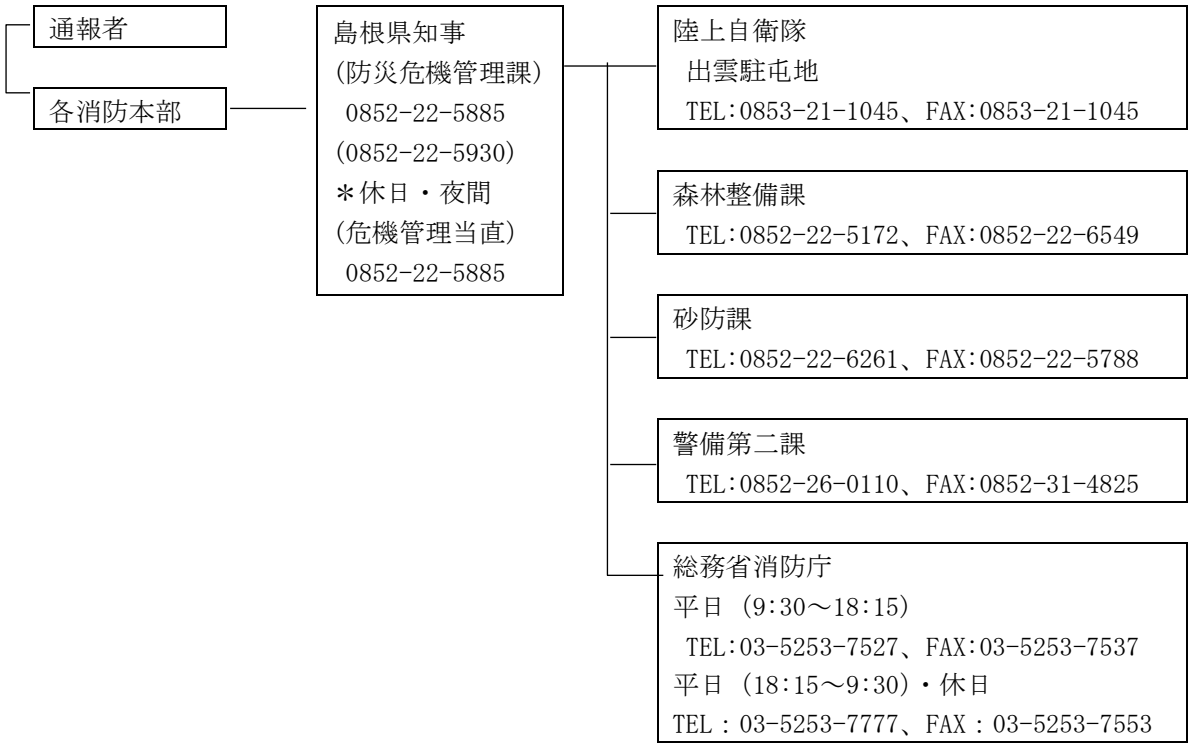

イ　環境省・林野庁への報告等

林野火災が自然公園内で発生するなど、県内の自然公園に火災の被害が及び、またはそのおそれのある場合においては、県（総務部防災危機管理課）は、自然環境等への影響について、市町村の協力を得て必要な情報の収集に努める。従って、市は、県の行う情報収集活動が円滑に実施されるよう、配慮し協力する。

特に、国立公園、国定公園については、環境省自然環境局、国立公園管理官事務所等と連携をとり、自然環境への影響や対策の実施状況等必要とされる情報の収集・連絡、環境省の現地調査の調整など必要な措置を実施する。

また、国有林、民有林の被害等について、県（農林水産部）は近畿中国森林管理局、林野庁等と相互に連携を図りながら、必要な情報収集・報告に努めることとなっている。

（２）航空機、ヘリコプター等による被害状況の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

２．災害応急活動体制の確立

（１）活動体制

市は、災害の状況に応じて、第２編第２章第１節「応急活動体制の確立」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

（２）広域的な応援体制

第２編第２章第４節「広域応援体制」を参照。

（３）自衛隊の災害派遣要請

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

なお、特に、空中消火活動の実施を要請する場合は、その旨の活動を要請する。

３．救急、救助、医療救護活動

（１）救助・救急活動

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」、第 7 節「避難活動」を参照。

（２）医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

４．消火活動

（１）自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発生後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市、消防本部等はそのための連絡調整に努める。

なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

（２）応援要請等

市、消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他市町村の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。県は、円滑な活動の実施のために必要な調整を行い、特に、空中消火活動について、ヘリコプターの活用が必要になる場合には、迅速な対応に努めることとなっている。

そのほかは、第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」参照。

５．交通の確保・緊急輸送活動

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」第 13 節「緊急輸送」を参照。

６．避難収容活動

市、消防本部及び江津警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に努める。

ア　避難先は、地域防災計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設等とする。

イ　避難は、火災現場の風下に位置する住民(特に要配慮者)を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

ウ　避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

エ　消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。

オ　要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

７．災害広報等

（１）基本的事項

林野火災が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、林野火災対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

８．二次災害の防止活動等

（１）治山事業等

市は、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策、治山事業等を実施する。

（２）自然環境等への対応

林野火災による被害が、国立公園、国定公園などの自然環境に及んだ場合、県（総務部防災危機管理課、農林水産部）は、環境省、林野庁等と連携をとり、影響を最小限にくい止めるために必要な応急・復旧措置を講じる。

第3節　災害復旧

林野火災害が発生し復旧する場合には、万全に対策を講じ計画を実行します。

■主な実施担当　　農林水産班
■防災関係機関等　西部農林振興センター　・　その他防災関係機関

災害復旧	1．復旧計画

１．復旧計画

市及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施または支援する。なお、市等は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第8章　鉄道災害対策計画

第1節　災害予防

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生またはその拡大を防止する対策を推進します。

なお、この鉄道災害対策計画に定めのない事項については「第2編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班 ・ 情報班

■防災関係機関等　　西日本旅客鉄道㈱ ・ 消防本部 ・ 島根県警察本部

災害予防
- 1. 鉄道交通の安全確保
- 2. 災害応急･復旧体制の整備
- 3. 防災訓練の実施

1．鉄道交通の安全確保

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策、海岸保全対策を進めるため、市は、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、市、道路管理者等は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて、踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2．災害応急・復旧体制の整備

（１）情報の収集・伝達体制の整備

ア　関係機関の連携

市は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、県、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

イ　画像情報の収集・伝達システムの整備

県（総務部防災危機管理課）及び県警察本部は、ヘリコプターによる目視またはヘリテレ映像を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

市は、県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像を共有できるが、市、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

ウ　通信体制の整備

市においては、各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

また、市、鉄道事業者及び関係機関等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

（２）災害応急活動体制の整備

ア　職員の体制

市においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。

また、鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

イ　防災関係機関相互の連携体制

島根県では、鉄道災害に関して、各鉄道事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互の連携体制が必要であり、鉄道事業者、県、市、その他の防災関係機関相互の間において、災害時の応急活動・復旧活動に関し、連携体制の強化に努める。

（３）救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア　救助・救急活動

消防本部において、必要な救急車等の車両、救急救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

イ　医療救護活動

（ア）関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、鉄道事業者等は、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社島根県支部、消防本部などとの連携を図り、体制の整備に努める。

（イ）医薬品、医療用資機材等の整備

第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護体制の整備」を参照。

（ウ）消火活動

消防本部は、機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

（４）緊急輸送活動体制の整備

第 2 編第 1 章第 15 節「緊急輸送活動対策」を参照。

３．防災訓練の実施

県は、鉄道事業者も参加し、県警察本部、市、消防本部、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討することとなっているため、市は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

第2節　災害応急対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施します。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　商工班
■防災関係機関等　西日本旅客鉄道㈱　・　浜田県土整備事務所　・　消防本部
江津警察署　・　その他防災関係機関

災害応急対策
- 1. 災害情報の収集･伝達
- 2. 災害応急活動体制の確立
- 3. 救急･救助、医療救護及び消火活動
- 4. 交通の確保･緊急輸送活動
- 5. 災害広報等

1．災害情報の収集・伝達

（１）事故情報等の伝達

大規模な鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報等の連絡を行う。

（２）被害情報等の収集・連絡

ア　関係省庁等への報告

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県は、市等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっているため、市は県の行う情報把握活動が円滑に実施されるよう配慮し、協力する。

イ　航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

2．災害応急活動体制の確立

（１）市の活動体制

大規模な鉄道災害が発生した場合において、県、市、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な知識、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

（２）広域的な応援体制

第 2 本編第 2 章第 4 節「広域応援体制」を参照。

（３）自衛隊の災害派遣要請

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

３．救助・救急、医療救護及び消火活動

（１）救助・救急活動

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」、第 7 節「避難活動」を参照。

（２）医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（３）消火活動

ア　消防本部の体制

消防本部は、鉄道災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

イ　鉄道事業者の体制

鉄道事業者は、市、消防本部と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

ウ　応援要請

第 2 編第 2 章第 8 節「消防活動」を参照。

４．交通の確保、緊急輸送活動

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」第 13 節「緊急輸送」を参照。

５．災害広報等

（１）基本的事項

鉄道災害が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、鉄道災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関

が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節　災害復旧計画

鉄道事業者は、速やかな復旧計画を行う。

■主な実施担当　　土木･建設班　・　総務班　・　商工班
■防災関係機関等　西日本旅客鉄道㈱　・　その他防災関係機関

災害復旧計画	1．復旧計画

１．復旧計画

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

なお、鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第 2 編第 3 章「風水害復旧・復興計画」を参照。

第9章　雪害対策計画

第1節　災害予防

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止またはその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、市民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進します。

江津市においては、昭和38年1月豪雪以降、大規模な雪害が発生していないため、市民に雪に対する備えが十分ではなく、ひとたび豪雪になると被害が拡大する危険性があります。市は、それらのことを考慮するとともに、当地域における雪害の特性を理解し対策を進めていく必要があります。

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めます。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要です。

なお、この雪害対策計画に定めのない事項については「第２編　風水害対策計画」によるものとします。

■主な実施担当　　総務班　・　情報班　・　土木・建設班

■防災関係機関等　松江地方気象台・　浜田県土整備事務所　・　島根県警察本部

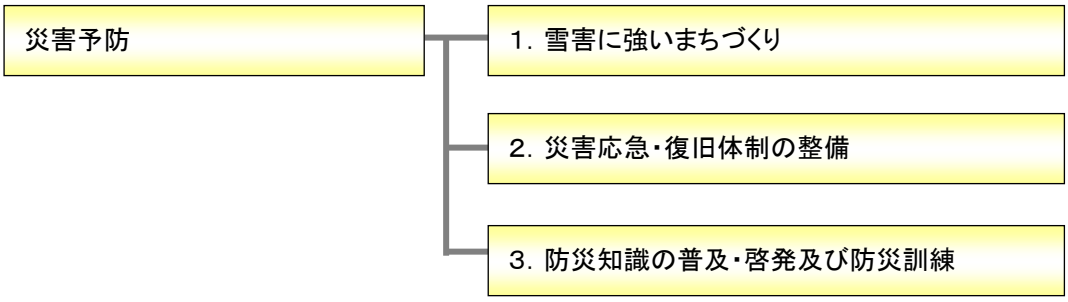

1．雪害に強いまちづくり

（1）雪害に強いまちの形成

県及び市（道路管理者）は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ、その他の関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

また、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、必要に応じ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

ア　雪崩危険箇所等の把握

雪崩の危険箇所については、県（農林水産部、土木部）が、豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。

また、県（土木部）は、平成 8～9 年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。

市は、県の調査に加え、今後とも市域内の危険箇所の把握を進め、必要な対策を進める。

イ　防雪施設の整備

県は、冬季における交通の確保のため、道路の指定路線において、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。

また、鉄道関係においては、ＪＲ西日本が、指定区間において、鉄道林、雪崩止めさく、流雪溝の雪害防備施設を設置している。

また、雪崩危険箇所において主として集落保護を目的として雪崩防止施設の整備を図っている。

市及び関係機関は、都市機能の確保のため、より一層の防雪施設の整備に努める。（２）除雪体制の整備

ア　道路除雪体制

積雪時における除雪については、道路交通の確保のため直営及び業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

特に、集中的な大雪に対しては県及び市（道路管理者）は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

また、県・国・市の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

イ　除雪支援体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

このため、市は地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

また、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市は、契約方式の検討を行うなど、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

（３）ライフライン施設等の機能の確保

市管理の上水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設、コンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設に

ついて、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

（４）雪害に対する建築物の安全性の確保

県、市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

２．災害応急・復旧体制の整備

（１）災害発生直前対策関係

ア　警戒・避難体制の整備

市は、雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合などの避難準備・勧告・指示や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

また、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいような多様な広報媒体を活用し、日時、迂回路線等を示すものとし、降雪予測等の変化がある場合は、それに応じ予告内容の見直しを行うものとする。

イ　住民の避難誘導体制の整備

市は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（２）災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

ア　関係機関相互の体制

市は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ　画像情報の収集・伝達システムの整備

県（総務部防災危機管理課）及び県警察本部は、ヘリコプターによる目視またはヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

市は県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像を共有できるが、市や消防本部等の職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

ウ　通信体制の整備

市においては、通信体制について、より一層の整備を進め、災害等の通信手段の確保に努めていく。

また、市、消防本部等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

（３）災害応急活動体制の整備

ア　職員の体制

道路の除雪体制等については、雪害に関する特別警報、警報及び注意報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

イ　防災関係機関相互の連携体制

（ア）市

現在の「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等の協定を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に市や県等による食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、地方公共団体以外の各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができるような体制にしていくことを検討する。

（イ）警察署、消防本部、自衛隊

第 2 編第 1 章第 7 節「相互応援体制の整備」を参照。

（４）救助・救急及び医療救護活動体制の整備

ア　救助・救急活動

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制の確立」、第 7 節「避難の勧告・指示、誘導」を参照。

イ　医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

（５）緊急輸送活動体制の整備

ア　交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、引き続き警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

また、県及び市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車等の機材を事前配備するよう努める。さらに簡易な除雪者の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努める。

イ　交通誘導・広報体制

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

ウ　孤立地区対策

市は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

（６）避難収容活動体制の整備

ア　避難・収容活動

指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

（ウ）積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

（ア）あらかじめ管理者の同意を得ておく。

（イ）被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

（ウ）想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

（エ）主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

（オ）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（カ）学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
（キ）指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、良好な生活環境を確保するために、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

イ　応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設については、市は、災害の発生時に適宜対応する体制になっているが、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

（７）食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

今後、豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

（８）施設、設備の応急復旧活動関係

市所管施設における雪害による被害状況の把握、応急復旧のための体制・資機材等については、適宜対応するようになっているが、特にライフライン施設については、事前の被害状況の予測・把握及び緊急時の応急復旧体制について検討しておく。

３．防災知識の普及・啓発及び防災訓練

（１）防災知識の普及・啓発

ア　雪崩の危険に関する普及・啓発

市は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているところであるが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

また、雪崩危険箇所について、住民への周知を図る。

イ　自主的な除雪活動等の普及

自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

（２）防災訓練の実施

県の総合防災訓練においては雪害や積雪期の災害についても考慮し、市、消防本部、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等関係機関が相互に連携した訓練の実施を検討することとなっているため、市は、円滑に実施されるよう配慮し協力を行う。

また、県及び市（道路管理者）は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練の実施を検討する。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節　災害応急対策

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害の応急的予防、その被害を軽減するため、関係機関は、相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要があります。このため、雪害発生時において、市等関係機関が実施すべき必要な対策を実施します。

雪害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導等災害発生直前の対策が重要になります。

また、雪害は、雪が降っている時（風雪害、着雪害）、降り積もった後（積雪害、雪圧害、雪崩）、さらに融ける時（融雪害）とさまざまな場合に発生するのでそれぞれの特性に応じた対策が必要になります。

■主な実施担当　　土木・建設班　・　情報班

■防災関係機関等　浜田県土整備事務所　・　松江地方気象台　・　島根県警察本部

１．災害発生直前の対策

（１）雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

市は、県及び気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等を関係機関等必要な機関に伝達する。関係機関相互において、迅速で円滑な伝達に努める。

また、特別警報については、直ちに関係機関等に対し伝達し、市は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

（２）雪崩に対する警戒・監視

市は、県と連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人口雪崩などの応急措置により事

前に危険を排除する。また、市は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

（３）住民に対する避難誘導

市は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を実施する。

２．災害情報の収集・伝達及び通信の確保

（１）被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

市は、災害の発生直後において、人的被害の状況(行方不明者の数ょを含む)、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

（２）交通情報の伝達

県は、必要な体制を整備し、雪害による交通情報について、県総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努めることとなっている。

（３）航空機、ヘリコプター等による被害状況の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

３．災害応急活動体制の確立

（１）活動体制

市は、災害の状況に応じて、第 2 編第 2 章第 1 節「応急活動体制の確立」を参照して、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置に必要な配備体制をとる。

（２）広域的な応援体制

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」を参照。

（３）自衛隊の災害派遣要請

第 2 編第 2 章第 5 節「自衛隊災害派遣体制」を参照。

４．除雪の実施と雪崩災害の防止活動

（１）除雪

市は、除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。

なお、市は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努めるものとする。

（２）雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、市は、連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、市等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難勧告・指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

５．救助・救急及び医療救護活動

（１）救助・救急活動

第 2 編第 2 章第 4 節「広域応援体制」、第 7 節「避難活動」を参照。

（２）医療救護活動

第 2 編第 2 章第 10 節「医療救護」を参照。

６．交通の確保・緊急輸送活動

（１）交通規則等

第 2 編第 2 章第 12 節「交通確保、規制」を参照。

（２）交通施設等の確保

雪害に伴い、道路、港湾・漁港、航空機関、鉄道交通及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

（３）緊急輸送手段の確保

第 2 編第 2 章第 13 節「緊急輸送」を参照。

７．避難収容活動

（１）避難勧告・指示等、避難誘導

市及び江津警察署、消防本部、消防団は連携して、地域住民の避難勧告・指示及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

（２）施設対策

避難住民を収容する指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

８．災害広報等

（１）基本的事項

雪害が発生した場合には、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

（２）災害広報の実施

ア　情報発信活動

（ア）各種情報の収集・整理

市は、関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

（イ）情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、市及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

イ　関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

（３）り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請など、各種の支援措置を早期に処理するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や、り災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付できるよう、体制の整備を図るものとする。

第3節　災害復旧

市、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施します。

■主な実施担当　　土木・建設班
■防災関係機関等　浜田県土整備事務所　・　その他防災関係機関

災害復旧
- 1. 被災施設の復旧等
- 2. 被災者等の生活再建等の支援
- 3. 雇用機会の確保

1．被災施設の復旧等

市、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

2．被災者等の生活再建等の支援

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。

3．雇用機会の確保

被災中小企業の復興その他経済復興の支援を行う。

第２編第３章「風水害復旧・復興計画」を参照。